

第 8 条 （損失と損害）

浦上亜希子¹

（1）概要

損失及び損害（Loss and Damage : L&D）は気候変動の悪影響に伴う L&D 全般であり、適応策を講じることにより回避される L&D も含む概念で、COP18（2012 年）の前に国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局がまとめた INF 文書²の paragraph 7 には「人間や自然システムに負の影響を及ぼす気候変動の悪影響の実際の、かつ潜在的な兆候（the actual and potential manifestation of climate change impacts that negatively affect human and natural systems）」と定義されているが、交渉上合意された定義はない。

UNFCCC の下の適応と L&D に関わる交渉では、先進国が「適応は L&D への対処も含む」と主張するのに対し、途上国、とりわけ気候変動の悪影響にぜい弱な小島嶼国連合（Alliance of Small Island States : AOSIS）³や後発開発途上国（Least Developed Countries : LDC）は「L&D への対処は適応の範囲外（beyond adaptation）」と主張し、先進国に対し、適応に対するものとは別の新たな対応として L&D に対する支援や補償を求めてきた。

L&D は、1.5°C 目標（工業化以前からの平均気温上昇を 1.5°C 未満に抑える長期温度目標）と並び、主として AOSIS や LDC などの途上国が適応とは別にパリ協定の中に明文化したいと強く主張してきた議題で、COP21 までの UNFCCC の下の交渉や条約外の非公式会合等を通じ、締約国間で議論を重ねた結果、適応（第 7 条）とは別の第 8 条に規定されるに至った。途上国の主張の通り、適応とは別に L&D が規定された形になるが、一方で先進国（とりわけ米国）がレッドラインと主張した「責任（liability）と補償（compensation）」については、COP21 決定 1⁴で「責任と補償については L&D に含まれない」（paragraph 51）と明記され、L&D に対する支援はこれまで通り防災や適応の既存の枠組みで継続されていくこととなった。

8 条では、全締約国（Parties）が L&D に対処していくことの重要性、早期警戒体制、包括的リスク評価・管理、リスク保険等の L&D に関連する分野の理解を促進し、行動・支援を強化すること、ワルシャワ国際メカニズム（Warsaw International Mechanism : WIM）

¹ 独立行政法人国際協力機構（JICA）ベトナム事務所企画調査員（気候変動・防災担当）（2015 年 12 月当時は環境省地球環境局地球温暖化対策室室長補佐）

² UNFCCC, A literature review on the topics in the context of thematic area 2 of the work programme on loss and damage: a range of approaches to address loss and damage associated with the adverse effects of climate change (15 November 2012), UN. Doc. FCCC/SBI/2012/INF.14 <https://unfccc.int/resource/docs/2012/sbi/eng/inf14.pdf> (last visited May 21, 2018)

³ 1990 年に設立された 44 カ国の小島嶼国から構成される連合。 <http://aosis.org/about/>

⁴ UNFCCC, Adoption of Paris Agreement (29 January 2016), U.N. Doc. FCCC/CP/2015/10/Add.1 <https://unfccc.int/resource/docs/2015/cop21/eng/10a01.pdf> (last visited Apr. 11, 2018)

を通じ、L&Dに取り組んでいくこと、UNFCCC内外の既存の機関や専門家組織と協力していくことが規定された。

8条3項及び5項やCOP21決定1の paragraph 48で、2016年のWIMのレビューに従い、WIMの恒久性も担保されることになった。WIMの執行委員会(Executive Committee)を通じて取り組んでいくこと、例えば、リスク移転のためのクリアリングハウスの設立、気候変動に係る移住に対処するためのアプローチへの提言については、COP21決定1の paragraph 47から50までに列挙された。

L&Dに関する責任と補償については、パリ協定の合意直前まで続いた水面下での閣僚級も交えた非公式協議の結果、上述の通りCOP21決定1で、L&Dに責任と補償は含まれない旨が規定されることで決着した。米国のケリー国務長官(当時)は以下のように言及している。

“We’re not against [loss and damage]. We’re in favor of framing it in a way that doesn’t create a legal remedy because Congress will never buy into an agreement that has something like that...The impact of it would be to kill the deal.”⁵

AOSISやLDCをはじめとする途上国は、米国議会によって承認されず、米国が批准できない協定としないために、COP21の最終段階で、責任と補償に関する条項をパリ協定の中に含めることを断念したとも解釈しうる。

(2) L&Dの重要性の認識、L&Dの理解・行動・支援の強化、ワルシャワ国際メカニズムを通じた他機関との協力(第8条第1項～第5項)

1. Parties recognize the importance of averting, minimizing and addressing loss and damage associated with the adverse effects of climate change, including extreme weather events and slow onset events, and the role of sustainable development in reducing the risk of loss and damage.
2. The Warsaw International Mechanism for Loss and Damage associated with Climate Change Impacts shall be subject to the authority and guidance of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Agreement and may be enhanced and strengthened, as determined by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Agreement.

⁵ NewsSecurityBeat “Climate Compensation: How Loss and Damage Fared in the Paris Agreement”
<https://www.google.co.jp/amp/s/www.newsecuritybeat.org/2016/01/loss-damage-fared-paris-agreement/amp/> (last visited Apr. 12, 2018)

3. Parties should enhance understanding, action and support, including through the Warsaw International Mechanism, as appropriate, on a cooperative and facilitative basis with respect to loss and damage associated with the adverse effects of climate change.

4. Accordingly, areas of cooperation and facilitation to enhance understanding, action and support may include:

- (a) Early warning systems;
- (b) Emergency preparedness;
- (c) Slow onset events;
- (d) Events that may involve irreversible and permanent loss and damage;
- (e) Comprehensive risk assessment and management;
- (f) Risk insurance facilities, climate risk pooling and other insurance solutions;
- (g) Non-economic losses; and
- (h) Resilience of communities, livelihoods and ecosystems.

5. The Warsaw International Mechanism shall collaborate with existing bodies and expert groups under the Agreement, as well as relevant organizations and expert bodies outside the Agreement.

<訳文>

1 締約国は、気候変動の悪影響（気象についての極端な事象及び緩やかに進行する事象を含む。）に伴う損失及び損害を回避し、及び最小限にし、並びにこれらに対処することの重要性を認め、並びに損失及び損害の危険性を減少させる上での持続可能な開発の役割を認識する。2 気候変動の影響に伴う損失及び損害に関するワルシャワ国際制度（以下「ワルシャワ国際制度」という。）は、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の権限及び指導に従うものとし、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が決定するところに従って改善し、及び強化することができる。

3 締約国は、気候変動の悪影響に伴う損失及び損害に関し、協力及び促進に基づき、適当な場合には、例えばワルシャワ国際制度を通じ、理解を増進し、並びに行動及び支援を強化すべきである。

4 3に規定する理解の増進並びに行動及び支援の強化のための協力及び促進の分野には、次のものを含むことができる。

- (a) 早期警戒体制
- (b) 緊急事態のための準備
- (c) 緩やかに進行する事象
- (d) 回復不可能及び半永久的な損失及び損害を伴い得る事象
- (e) 包括的なリスクの評価及び管理
- (f) リスクに対処する保険の制度、気候リスクの共同管理その他保険による解決

(g) 経済外の損失

(h) 地域社会、生活の手段及び生態系の強靱性

5 ワルシャワ国際制度は、この協定の下にある既存の機関及び専門家団体並びにこの協定の外にある関連の機関及び専門家団体と協力する。

<解説>

1 項では、気候変動の悪影響にぜい弱な国のみならず、全締約国（Parties）が、気候変動の悪影響に伴う L&D を回避し、最小限にし、これらに対処することの重要性を認識し、L&D のリスクを減らす上で、持続可能な開発の役割を認識すると規定された。気候変動の悪影響に関し、including 以下のフレーズに、洪水や干ばつなどの極端な気象現象（extreme events）のみならず、海面上昇や砂漠化等の「緩やかに進行する事象（slow onset events）」⁶も列挙されたのは、既に後者の脅威に晒されている小島嶼国や LDC、アフリカ諸国の主張が反映されたと言える。

2 項では、COP19（2013 年 12 月）で設立されたワルシャワ国際メカニズム（WIM）が COP の権限やガイダンスに従わなければならない（shall be subject to the authority and guidance）、COP の決定事項によって強化される（may be enhanced and strengthened）ことを規定している。これにより WIM はパリ協定に位置付けられ、その恒久性が担保されたと言える。詳細は COP21 決定 1 のパラグラフ 47 に「2016 年のレビューに従い、WIM の継続を決定」という文言が含まれ、さらに COP は WIM の執行委員会に対し、リスク移転のためのクリアリングハウスの設立（同パラグラフ 48）、気候変動の悪影響に関する移住に対処するためのタスクフォースの設立（同パラグラフ 49）を求め、これらを実施するために、執行委員会の次回会合（2016 年 2 月）でその作業を開始すること（同パラグラフ 50）を要請した。

3 項では、全締約国が L&D に関し、理解を促進し、行動・支援を強化すべきことを規定している。これに際し、適当な場合には、WIM を通じて強化すべき旨も記載されている。

4 項は、前項で規定する理解、行動、支援の強化のための協力分野に含み得るものが列挙されている。例えば、早期警戒体制、緩やかに進行する事象、包括的なリスクの評価及び管理、リスクに対処する保険の制度、経済外の損失などは、WIM の執行委員会の 2 カ年作業計画（2015-2016 年）の活動に含まれている内容であり、パリ協定においても、これらの分野で、締約国と条約内外の既存の機関等が協力していくことが重要であることが強調されている。

5 項では、WIM が L&D に関連する活動を実施する既存の機関や専門家組織と、それらがパリ協定下にあるが、その枠の外にあるが、協力することを、shall collaborate とい

⁶ Decision 1/CP.16 のパラグラフ 25 に slow onset event に含まれる事象として海面上昇、気温上昇、海洋酸性化、氷河の後退と関連する影響、塩害、土地森林の劣化、生物多様性の損失、砂漠化が列挙されている。

う表現で強調している。L&Dは適応に関する条約やパリ協定の下での組織だけでなく、観測、保険、防災など条約の外の様々な機関の活動とも関係する可能性がある。本項は、WIMがL&Dに関連する活動を行う条約内外の既存の組織と協力するよう求めたことで、既存の組織のマネートの下にある事項をWIMが単独で取り扱わないよう釘を刺しているとも解釈することができる。

本条で注目すべき点は「共通だが差異ある責任と各国の能力（Common but Differentiated Responsibilities and Respective Capabilities、以下「CBDR-RC」）」や「（先進国による）支援（実施の手段（資金、技術開発・移転、能力向上）」）」に関わる文言が一切含まれなかったことである。L&Dが、気候変動の悪影響に特に弱いAOSISやLDCのみならず、他の途上国や先進国も同様に対処すべき共通の問題であるという先進国側の主張が反映されたとも言える。

<交渉の経緯>

(i)COP21以前の交渉概要

L&Dに関連する議論は1991年12月にジュネーブで開催されたUNFCCCに関する政府間交渉委員会（Intergovernmental Negotiating Committee）の会合で、バヌアツ（AOSIS）が提案した「メカニズムに関する要素」の附属文書パラグラフ1（1）の「海面上昇の結果に対し、財政的な保険を提供するための国際的な保険プール（International Insurance Pool to provide financial insurance against the consequences of sea level rise）」⁷に端を発する。当時AOSISの提案は受け入れられなかったものの、条約⁸4条8項に途上国の特定のニーズと関心に対処するための活動として保険が参照されるに至った。

その後、COP7（2001年）で保険に関する議論が再燃し、今後、途上国の特定のニーズと関心に対処するために保険に関する行動の実施について検討することを決定⁹した。2003年5月、気候変動と極端現象の文脈における保険とリスク評価に関するワークショップ¹⁰が開

⁷ Intergovernmental Negotiating Committee for a Framework Convention on Climate Change, Working Group II (17 December 1991) Negotiation of a Framework Convention on Climate Change. Elements related to mechanism. Vanuatu (on behalf of the States participating in the Committee which are members of the Alliance of Small Island States): Draft annex relating to Article 23 (Insurance) for inclusion in the revised single text on elements relating to mechanisms (A/AC.237/WG.II/Misc.13) submitted by the Co-Chairman of Working Group II, A/AC.237/WG.II/CRP.8.

<https://unfccc.int/sites/default/files/resource/docs/a/wg2crp08.pdf> (last visited May 21, 2018)

⁸ United Nations (1992). United Nations Framework Convention on Climate Change, <https://unfccc.int/resource/docs/convkp/conveng.pdf> (last visited May 21, 2018)

⁹ UNFCCC (2002). Report of the Conference of the Parties on its Seventh Session, held at Marrakesh from 29 October to 10 November 2001, Addendum, U.N. Doc. FCCC/CP/2001/13/Add.1. <https://unfccc.int/resource/docs/cop7/13a01.pdf> (last visited May 21, 2018)

¹⁰ Workshop on insurance and risk assessment in the context of climate change and extreme weather events (May 2013).

<https://unfccc.int/event/workshop-insurance-and-risk-assessment-context-climate-change-a>

催されたが、その後は特に議論されず、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第4次報告書（AR4）やCOP13での議論を待つこととなった。

再び保険のメカニズムが参照されるとともに、L&Dという文言がUNFCCC交渉の議題に最初に登場したのは、インドネシアのバリで2007年に開催されたCOP13で決定された「バリ行動計画（Bali Action Plan: BAP）」¹¹の適応のセクション(c)の(ii)及び(iii)だった。

(ii) Risk management and risk reduction strategies, including risk sharing and transfer mechanisms such as insurance;

(iii) Disaster reduction strategies and means to address loss and damage associated with climate change impacts in developing countries that are particularly vulnerable to the adverse effects of climate change;

これは、COP13の前に発表された、IPCCのAR4の第二作業部会報告書（WG II）の内容が参照されたものと考えられる。

COP14（2008年）で、AOSISは上述のBAPの1(c)(ii)及び(iii)を参照し、L&Dに対処するためのメカニズム（①極端現象に関連するリスクに対処する保険、②緩やかに進行する現象に対処するための復興及び補償、③リスク管理）を提案¹²した。

COP16（2010年）での「カンクン合意」において定められた「カンクン適応枠組み」の下に、適応委員会、国家適応計画とともに「L&Dのための作業計画」が位置づけられたことから、UNFCCCの下でL&Dが単独の議題として扱われるようになった。2011年にダーバンで開催されたCOP17では、「L&Dのための作業計画」に関し、COP18で提言をまとめるために、3つのテーマ（①気候変動の悪影響によるL&Dのリスクと現在の知見の評価、②極端現象と緩やかに進行する現象を含む気候変動の悪影響によるL&Dへの取り組み、③気候変動の悪影響によるL&Dの取り組みの強化における条約の役割）について検討を行うことに合意した。

2012年にドーハで開催されたCOP18では、先進国がL&Dの対処のためには条約内外の既存の機関・制度¹³を活用すべきだと主張したのに対し、途上国は極端現象や緩やかに進行する現象に対する資金支援が必要と強く主張し、閣僚級での議論の結果、「COP19で条

[nd-extreme-weather-events](#) (last visited 21 May, 2018)

¹¹ UNFCCC, Decision 1/CP.13 (14 March 2008), U.N. Doc. FCCC/CP/2007/6/Add.1 <https://unfccc.int/resource/docs/2007/cop13/eng/06a01.pdf> (last visited 13 March, 2018)

¹² Alliance of Small Island State (AOSIS) (2008). Proposal to the AWG-LCA: Multi-Window Mechanism to Address to Loss and Damage from Climate Change Impacts. http://unfccc.int/files/kyoto_protocol/application/pdf/aosisinsurance061208.pdf (last visited 21 May, 2018)

¹³ 先進国は交渉の中で、L&Dの対処もカバーしていると考えられる、条約外のイニシアティブの代表例として、第3回国連防災世界会議（2015年3月）で策定された「仙台防災枠組2015-2030」などを例示し、これらと重複する新たなイニシアティブの構築に反対してきた。

約の役割（Decision 3/CP.18¹⁴のパラグラフ5）に基づき、例えば国際メカニズムのような組織的アレンジメント（institutional arrangements, such as an international mechanism）を行う」（同パラグラフ9）との決定に合意するに至った。

2013年には、2回のSB会合に加え、複数の先進国が非公式会合を自主的に企画し、締約国間の交渉官級で国際メカニズムのあり方について議論を重ねたが、同年ワルシャワで開催されたCOP19でも交渉官級で合意に至らず、複数の論点が閣僚級会合まで上げられて議論された。その結果、先進国が主張してきた「カンクン適応枠組みの下で」という文言のもと、WIMの設立が合意された。閉会プレナリー場で、途上国よりCOP22（2016年）で構造、役割、効果含め、WIMをレビューすることが提案され、決定文書に追加された。

2014年には、COP19決定に基づき、WIMの暫定執行委員会が2回（2014年3月・9月）開催され、WIMの2カ年作業計画の案（2015-16年）が策定され、2014年12月に開催されたSBSTA・SBI41では、2カ年作業計画に加え、執行委員会の構成や手続きについて議論し、合意した。その後、先進国、途上国ともに執行委員会の委員選出に時間を要し、第1回執行委員会の開催は、COP21が開催される2ヶ月半前の2015年9月中旬となった。

(ii)ADPセッションにおけるL&Dの議論

次にSBでのL&Dの議論と並行して進められてきたADPにおける議論に移りたい。COP21までの一連の交渉の中で、先進国と途上国との間で特に議論となった点は、（1）L&Dをパリ協定に含めるか、含めない（COP決定に記載する）か、（2）パリ協定に含める場合、適応条項に含めるか、別立てにするか、（3）WIMを継続するか、新たな国際メカニズムを構築するか、（4）責任（liability）と補償（compensation）（の除外）をパリ協定に含めるか否か、である。途上国は、WIMの執行委員会の2カ年作業計画には具体的な支援が含まれず、WIMの役割が極めて限定的であると考え、新たな国際メカニズムに資金支援を含めようとした。

2014年12月にリマで開催されたCOP20で採択されたCOP20決定1（気候行動のためのリマ声明、以後「リマ決定」）¹⁵の前文では、AOSISやLDCに代表される途上国からの主張が考慮され、以下の通り、関連するCOP決定が参照されるとともに、WIMの実施に向け、リマで進んだ議論を歓迎する旨記載された。

Recalling decisions 2/CP.19 and 2/CP.20 and welcoming the progress made in Lima, Peru, towards the implementation of the Warsaw International Mechanism for Loss and Damage associated with Climate Change Impacts,

¹⁴ UNFCCC, Decision by adopted by the Conference of the Parties, 28 February 2013, <https://unfccc.int/resource/docs/2012/cop18/eng/08a01.pdf> (last visited Apr 22, 2018), p.21

¹⁵ UNFCCC, Lima Call for Climate Action (2 February 2015), U.N. Doc. FCCC/CP/2014/10/Add.1 <http://unfccc.int/resource/docs/2014/cop20/eng/10a01.pdf> (last visited Mar 19, 2018)

また、COP20 決定1の附属文書である交渉テキストの「E. 適応とL&D」には、L&Dに関する要素が列挙された。2015年2月のADP第2回会合第8セッション（ADP2-8）では、各締約国がリマ決定の交渉テキストに不足すると考える要素を追加する提案を行い、ADP2-8後の交渉テキスト（FCCC/ADP/2015/1）¹⁶のL&Dに関連する部分には、主に途上国より、先進国による支援など、新たなテキスト案が追加された。

2015年6月のADP第2回会合第9セッション（ADP2-9）期間中は、各議題で必要と考える要素について議論し、L&Dについては主に4つの要素、1）法的合意にL&Dを含めない（no reference）、2）新たなメカニズムを構築せず、WIMを継続、3）適応では対処できない、不可逆的な（irreversible）L&Dに対処するための支援メカニズムの構築、4）補償や責任が整理され、非公式文書（Streamlined and consolidated text）¹⁷としてまとめられた。

2015年9月のADP第2回会合第10セッション（ADP2-10）では交渉テキストに関する議論は行われず、適応及びL&Dでイシューとなっている議題ごとに非公式会合が開催された。L&Dに関する非公式会合では、締約国はADP2-9での議論を踏まえ、今後の交渉のベースとして2つのオプションを用意することを議論した。オプション1（G77+中国（途上国）からの提案）は、法的文書に、2020年以降、WIMの実施を継続するために新たなメカニズム（「気候変動移住調整機関（climate change displacement coordination facility）」を含む）を設立する条項を含め、COP決定には、WIMの下にリスク移転のためのクリアリングハウス等を含めるというもので、オプション2（米、加、日本、ニュージーランド、ノルウェー、スイスからの提案）は、COP決定に、L&Dの重要性を認識、既存の決定（2/CP.19と2/CP.20）を参照、条約下でWIMの実施を継続、WIMの恒久性と最もぜい弱な国々の関心とニーズに対応することを確認するもので、各々のテキスト案は作業文書（Working document）¹⁸の中のTwoとThreeに含められた。なお、「気候変動移住調整機関（climate change displacement coordination facility）」については、全締約国が理解できるよう、G77+中国に対し、10月のADP第2回会合第11セッション（ADP2-11）までに、その内容を明らかにすることがファシリテーターより要請された。

10月のADP2-11では、L&Dについては公式の交渉の場では殆ど議論されず、ADP2-11後の交渉テキスト案（ADP.2015.11 Informal Note）¹⁹には、ADP2-10の際にG77+中国

¹⁶ UNFCCC, Negotiating text (FCCC/ADP/2015/1, 25 February 2015), U.N. Doc. <http://unfccc.int/resource/docs/2015/adp2/eng/01.pdf> (last visited Mar 19, 2018)

¹⁷ UNFCCC, Streamlined and consolidated text (Version of 11 June 2015 @ 16:30), U.N. Doc. https://unfccc.int/files/bodies/awg/application/pdf/adp2-9_i3_11jun2015t1630_np.pdf (last visited Mar 19, 2018)

¹⁸ UNFCCC, ADP 2-10 - Working document (Version of 8 September 2015 at 18:00), U.N. Doc. http://unfccc.int/files/bodies/awg/application/pdf/adp2-10_8sep2015t1500_cwd.pdf (last visited Mar 19, 2018) ; p.19（非公式会合の結果概要）、p.20-23（テキスト案）を参照

¹⁹ UNFCCC, ADP.2015.11 Informal Note (Edited Version of 6 November 2015), U.N. Doc. <http://unfccc.int/resource/docs/2015/adp2/eng/11infnot.pdf> (last visited Mar 19, 2018)

が提案したオプション1と、先進国が提案したオプション2がほぼそのまま含まれた。この時初めて4条（適応）とは別に5条（L&D）が含まれた。

COP21の第1週目は、主に交渉官級による小規模な非公式協議²⁰と一部の関心国の閣僚級の間での非公式協議が並行して開催された。小規模な非公式協議の中で、先進国の一部はG77+中国とブリッジを図るため、パリ協定の適応条項の最後にL&Dに言及すること、AOSISやLDC等の途上国が含まれることを強く主張している移住や緩やかに進行する現象等についてCOP決定に言及することを提案し始めた。しかし、12月3日の適応のスピノフグループで、ツバル（LDC）はL&Dに関する実質的な議論ができていないことに懸念を表明し、L&Dに関しては独立した条項に含めるべきであると締約国に促した²¹。

12月4日、米国気候変動特使のトッド・スターンは記者会見で、1週目に行ってきた非公式協議等を通じ、小島嶼国とG77+中国との調整が順調に進んでいること、（12月1日に）オバマ大統領が小島嶼国の大臣とL&Dを議論したことなどに言及し、米国があらゆる場面でL&D交渉の着地点を模索すべく努力していることを示した。

“We are working in a very co-cooperative and constructive way right with both the islands and the G77 on developing an outcome and a solution here, there are many players in this but we have been very engaged on this issues.”

“The President met with leaders of five islands when he was here and from the President on down the US is quite focused on this issue and I think we will land it.”²²

1週目の非公式協議の結果を踏まえ、COP21の1週目の交渉テキスト、ADP結論文書（FCCC/ADP/2015/L-6/Rev.1）²³では、パリ協定のL&Dに関わるテキスト案は1つに絞られ、規定する場所がOption I（5条（L&D）に含める）、Option II（4条（適応）に含める）の2案が列挙された。このテキストには、途上国がその必要性を強く主張する「気候変動移住調整機関（climate change displacement coordination facility）」が含まれた。

²⁰ 全ての締約国が一堂に会する非公式会合ではなく、米国と小島嶼国、UGと各途上国の交渉グループ（例えば、G77+中国、AOSIS、LDC、アフリカグループ、AILACなど）の代表者との十数名の協議や、UGとEUとの協議など、小規模な協議が断続的に開催された。

²¹ IISD, Earth Negotiations Bulletin, Summary of the Paris Climate Change Conference, Volume 12 Number 663, 15 December 2015, <http://enb.iisd.org/vol12/enb12663e.html> (last visited Apr 11, 2018)

²² BBC Science & Environment, COP21: Progress reported on key issues of loss and damage, 5 December 2015, <http://www.bbc.com/news/science-environment-35012781> (last visited May 15, 2018)

²³ UNFCCC, Draft Paris Outcome: Revised draft conclusions proposed by the Co-Chairs, U.N. Doc. FCCC/ADP/2015/L.6/Rev.1 (5 December 2015), <http://unfccc.int/resource/docs/2015/adp2/eng/l06r01.pdf> (last visited Mar 19, 2018)

1週目の交渉テキストであるADP結論文書が提示された12月5日以降も関心国の間で水面下の協議が続けられていたが、12月7日、パリ委員会にてCOP議長は追加のインダバ（indabas）をアナウンスし、適応とL&Dについては、8日にボリビアとスウェーデンの閣僚が共同ファシリテーターとなって、非公式閣僚級協議が開催されることになった。これはCOP21開始後、締約国が一堂に会し、L&Dについて議論した最初の協議となった。AOSISやLDC等の途上国は、L&Dをパリ協定に含めるべきこと、L&Dの恒久性を担保した新たなメカニズムの構築の必要性等を主張した。これに対し、先進国は、L&DはWIMの下で対処していくことをCOP21決定に記載するべきであると考えてきたが、AOSISやLDC等の途上国の意向を考慮し、全締約国の合意が得られる形でパリ協定に含める方法を模索すること、責任と補償の除外の文言を含めることが重要だと言及した。

9日のパリ委員会では、COP議長はVersion 1テキスト（第1版テキスト）²⁴を発表し、L&Dのファシリテーターからは、組織的措置（WIMの継続か、新たなメカニズムの構築か）について議論が収束していない旨、報告がなされた。本テキストの5条（L&D）には、締約国の意見や水面下の議論は反映されず、COP21の1週目交渉テキスト、ADP結論文書と同様のテキスト案がそのまま残された。南ア（G77+中国、エジプト、アフリカグループを代表）は改めてL&Dについては独立した条項とする旨、要請した。モルディブ（AOSIS、CARICOMを代表）は、L&Dに関する文言は締約国間で継続して議論されている旨、強調した。

12月10日0時45分頃より、ペルーのプルガル・ビダル環境大臣がファシリテーターを務める閣僚級会合が開催されたが、これまで水面下での非公式協議での調整が行われてこなかったかのように、各国ともこれまでのポジションを表明する発言を繰り返した。膠着状態に陥りかけたところ、AILAC²⁵より具体的なテキスト案をベースに議論を進めるべき旨提案がなされた。これを受け、同日深夜2時より有志国が提出した4つのテキスト案がハードコピーで配布され、締約国の交渉官級で議論が開始された。ある先進国からはテキスト案全体でパッケージ交渉を行うべきという意見が出された一方、AOSISは責任と補償の除外の文言はパッケージ外であると反対した。これに対し、別の先進国から責任と補償の除外はL&DをCOP21決定案から協定案に含めることに妥協する際の必須条件だと強く主張がなされた。本議論のファシリテーター役の提案で、事務局に対し4つのテキスト案の整理を行うよう要請し議論は終了した。

12月10日21時Version 2テキスト（第2版テキスト）²⁶の5条では4つのテキスト案が整理された。Option 2の3項には、以下の通り「責任または補償の基礎を含めないまたは与えない（does not involve or provide a basis for liability or compensation）」という

²⁴ UNFCCC, Draft Text on COP21 agenda item 4 (b), Version 1 of 9 December 2015 at 15:00, <https://unfccc.int/resource/docs/2015/cop21/eng/da01.pdf> (last visited Mar 19, 2018)

²⁵ コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、チリ、パナマ、ペルーから構成される交渉グループ

²⁶ UNFCCC, Draft Text on COP21 agenda item 4 (b), Version 2 of 10 December 2015 at 21:00, <http://unfccc.int/resource/docs/2015/cop21/eng/da02.pdf> (last visited Mar 19, 2018)

文言が含まれたが、その後には「国際法の下での既存の権利を予断しない（nor prejudice existing rights under international law）」という中立的な文言も加えられた。

Parties shall enhance action and support, on a cooperative and facilitative basis, for addressing loss and damage associated with the adverse effects of climate change, and in a manner that does not involve or provide a basis for liability or compensation nor prejudice existing rights under international law.⁵

注釈 5 には「Placement of mentioning of implications of liability, compensation and rights is pending further consideration」と記載され、前日の閣僚級交渉で合意されなかった責任と補償の除外に関する規定を、パリ協定に含めるかどうかは保留と明記された。

また、Option 2 の 2 項には、「CBDR を含む条約の原則に即して（in accordance with the principle and provisions of the Convention, including common but differentiated responsibilities and respective capabilities）」との文言が含まれ、4 項と 5 項には、WIM と（新しい）国際メカニズムの両方が Option とブラケット（交渉の文脈では各国間の意見の相違があり、合意を保留とする部分）で列挙された。

「気候変動移住調整機関（climate change displacement coordination facility）」については、ADP2-10 セッション以降、途上国側から、本機関の概要や設立する意義がほとんど説明されなかったこともあり、交渉テキストでは、機関（facility）が削除され、「climate change induced displacement, migration and planned relocation」という表現に変更された。

その後は締約国が一堂に会する議論の場は設定されず、有志国の閣僚級による非公式協議や議長国フランスが招集した非公式協議等が行われた。12 月 12 日のパリ協定の採択文書（FCCC/CP/2015/L.9/Rev.1）²⁷では、7 条（適応）に続き、8 条に L&D が規定されるに至った。規定された内容は、12 月 10 日 21 時 Version 2 テキスト（第 2 版テキスト）をベースとしつつ、Option 2 の 2 項に含まれていた CBDR や、4 項の Option 1 や 5 項に記載されていた（WIM とは別の新しい）国際メカニズムの記述は削除された。また、一部の先進国がレッドラインと主張した displacement（Option 2 の 2 項）や、Option 2 の 3 項に含まれていた責任と補償の除外は何れもパリ協定から削除され、COP 決定の中にも含められるに至った。

²⁷ UNFCCC, Adoption of the Paris Agreement, Proposal by the President (12 December 2015), U.N.Doc <https://unfccc.int/resource/docs/2015/cop21/eng/l09r01.pdf> (last visited Apr 22, 2018)

なお、9条（資金）には緩和、適応と並列させる形で、L&Dについては言及されず、緑の気候基金(GCF)のマネーにもL&Dへの支援については明記されなかった。これは、公式な定義のないL&Dへの支援規模が予測できず、先進国による追加的な資金支援で対処していくのが難しいため、条約外のイニシアティブで対処していくことを意味しているとも言えよう。2015年5月、G7は、2020年までに気候変動の悪影響に脆弱な途上国の400万人の貧しい人々に気候変動のリスクに対する保険を提供することをコミット²⁸したのも、この一例と言えよう。

²⁸ G7 German 2015,
https://www.bmz.de/g7/en/Entwicklungspolitische_Schwerpunkte/Klimawandel/index.html